

○ 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(指図行使すべき株主権等) 第二十一条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第四十四条の四において準用する会社法第八百二十八条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定に基づき同号に掲げる行為の無効を主張する権利とする。</p> <p>4 [略]</p>	<p>(指図行使すべき株主権等) 第二十一条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>3 令第十四条第二号に規定する内閣府令で定める優先出資者の権利は、協同組織金融機関の優先出資に関する法律第二十二条第五項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び同法第十四条第一項において準用する会社法第二百十条の規定に基づく権利とする。</p> <p>4 [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	